

薬食血発0828第2号
平成21年8月28日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



新型インフルエンザ国内蔓延時における血液製剤の安定供給確保に向けた対応について

先般、国内において新型インフルエンザの発生が確認されたことを受け、「新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安定供給確保について」（平成21年5月21日付薬食血発第0521002号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知）により、献血受入体制の確保及び医療機関への血液製剤の適正使用の要請による血液製剤の安定供給確保について、貴職あて特段の御配慮をお願いしたところである。

一方、平成21年7月28日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会運営委員会において、「新型インフルエンザの蔓延時等における献血量の確保について」（別添）のうち、「1. 官公署・企業等における事業所献血の推進」、「2. 複数回献血者への緊急的な呼びかけ」及び「3. 医療機関における適正使用の更なる推進」が了承されたところである。

日本赤十字社においては、現在の新型インフルエンザの流行状況に鑑み上記対策が開始されているところ、貴職におかれても、貴管下市町村及び日本赤十字社血液センターと連携を図りつつ、下記の方策について特段の御配慮をお願いする。

記

- (1) 官公署・企業等における新たな事業所献血の受入れ先を確保するとともに、既に御協力をいただいている事業所に対して再度の事業所献血の受入れ依頼を行い、献血者の確保に努めること。
- (2) 日本赤十字社が行う、複数回献血クラブ会員に対する電子メールによる献血依頼に関する広報等を支援すること。
- (3) 医療機関に対して、血液製剤の適正使用の更なる推進を要請すること。

